

Rawデータにおける著作物性の有無を考える デジタルネットワーク時代の写真著作権

北村行夫（弁護士）

デジタル技術の進歩は目まぐるしいものがあり、日々新しい概念の製品や想像もしていなかったようなサービスが続々と誕生しています。さらに、インターネット上の様々なサービスの利用は日常の一部となり、スマートフォンやタブレットPCで写真を撮り、その場でfacebookやtwitterなどのソーシャルメディアにアップロードして公開するという使い方すら、今では決して珍しいものではなくなりました。

一方、写真界においてもカメラ、プリンターなどをはじめとする高いクオリティーのデジタル機器やソフトウェアを活用できるようになり、写真を撮る、選ぶ、仕上げる、発表するなど、ありとあらゆる場面でそれらが使われるようになっていきます。撮影においては、デジタルカメラで撮る機会の方が圧倒的に多くなっているのではないのでしょうか。これらの環境は、写真が本来持つ即時性に加え、デジタルとネットワークを活用することで、撮ったその場ですぐに写真を見られるだけでなく、創作後に瞬時に伝達・公表することをも可能にしました。

つまり、デジタルとネットワークの恩恵により、銀塩時代にはできなかった新しい写真表現と伝達が可能になっています。表現者である写真家にとっては、これらのツールをどう使い、どのように組み合わせるかの選択肢が増えたとも言えるでしょう。

ところが時々、「Rawデータに著作権はあるか?」、「Rawデータは著作物か?」という話題を耳にすることがありますがご存知でしょうか。この話題はデジタルカメラ登場の頃からあるものです。実は「Raw」を説明するときに、「フィルム」に置き換えて説明することが理解されやすいとの発想のもと、「生」や「現像」「未現像フィルム」という言葉が用いられてきました。その結果、時代は既にデジタルになっているにもかかわらず、銀塩時代の著作権の考え方と衝突を起し、混乱が生じているように感じられます。

著作権委員会では、「Rawデータ」における著作物性の有無を考察することで、デジタルネットワーク時代の写真著作権を見つめることができると考え、今回、当協会顧問弁護士であり、JPS企画監修書籍

「写真著作権」執筆者の一人である、北村行夫弁護士（虎ノ門総合法律事務所所長）に検証をお願いいたしました。

（著作権委員会）

Rawデータは著作物か

北村行夫

- 1 一般に「Rawデータ」と呼称されているものは、写真家が被写体、アングル、シャッターチャンス、露出等を選択してシャッターを押し、レンズを通して入射した光（像）をイメージセンサー（撮像素子）が受け取ってデジタル化し、カメラ内の記憶装置部分に記録したデータを言う。カメラメーカーは、イメージセンサーがとらえた画像データを最大限記録するために技術上の工夫を凝らしており、その記録方式は、独自のものであり企業秘密になっている。
- 2 このように「Rawデータ」は、「データ」と呼ばれるため、これに「データは著作物ではない」という著作権のテーゼを結び付け「Rawデータ」は著作物ではないと直結させる意見がある。
しかし、これは間違いである。デジタルデータとして記録されたという事実だけで著作物ではないとするならば、ワープロで入力された小説も、コンピュータ用のプログラムもビデオゲームも、DVDの映画やCDの音楽なども著作物ではなく著作権がないということになる。これが間違っていることは多言を要しないだろう。
- 3 「Rawデータ」にいうデータとは、記録手段がデジタルであるということを意味するに過ぎない。写真家が被写体、アングル、シャッターチャンス、露出等を選択してシャッターを押し、写真家の思想または感情の創作的な表現を記録したものである。だから、誰が表現しても同じであるものという

通常の意味でのデータではない。Rawデータは写真家の個人的な表現を記憶装置内で配列固定したものだという点にこそ着目しなくてはならない。

4 しかし注意すべき点がある。

それは、写真家がカメラの記憶装置に取り込んだ状態をそのまま、著作物としての創作行為の完成としうる場合もあるが、そうではなくその色調や諧調その他についてデジタル加工して創作を完成させる場合もある。

後者はフィルムにおける焼き付け処理の「妙」に類似するものであり、それを経てデジタル写真が完成するというほかない。

しかし、このことはRawデータが常に著作物としての未完成状態を指すということではない。写真家自身がどの段階を以て著作物の創作行為を確定したというべきかは、要するに写真家が自己の「思想または感情」の「創作的表現として確定した段階」を決定したときというほかないのである。

言い換えれば、Rawの状態複製することを第三者に許諾した場合、写真家はRawデータの状態で当該写真著作物が完成したとしていることを意味する。

しかしこれに対し、Rawデータを引き続き加工して何らかのファイル形式で保存した場合には、Rawデータとして記録された創作的表現は表現として未了だったということになる。

とはいえ、実際には、Rawデータのまま保管していたような場合は、それは一旦そこで著作物として完成しているとするのが妥当であろう。そしてその後、そこに手を加えることがあったとすれば、その加工行為による創作性の付与は、厳密に言えば権利者自身による翻案行為であり、Rawデータを原著作物として自ら二次的著作物を創作しているというべきだろう。

言い換えれば、「Rawデータ」であれ、「JPEG」、「TIFF」などのファイル形式に記録されたデータであれ、それらの差異は著作物を保存する形式にすぎないのであり、著作物としてどのように確定しているかが問題なのであり、その形式はRawをはじめとして種々ありうるということである。

5 これらの点については、被写体が写った状態が「見える段階」を著作物の完成時期であるとし、デジタルカメラでは写した瞬間に見えるのだからその時を以て完成したという考え方も根強い。

しかし、見えるか否かで創作性の完成と未完成を区別することに合理的な理由はない。「写真家が被写体を見せたい状態の確定」こそ、写真家の「思

想または感情」を「創作的に表現した段階」である。

その意味では、「Rawデータは著作物か」ではなく、「Rawデータはいかにして著作物として確定するのか」と問うべきである。

以上

略歴：北村行夫（きたむら ゆきお）

弁護士、虎ノ門総合法律事務所所長
日本ユニ著作権センター著作権相談室長
著作権法学会会員
日本知的財産仲裁センター仲裁員
(財)日本デジタルコンテンツ協会元調査研究委員長
慶應義塾大学大学院講師
日本写真家協会企画監修『写真著作権』（太田出版）
ほか、主な著書に『新版判例から学ぶ著作権』（太田出版）
『原点から考えるオンライン出版』（太田出版）などがある。

注：Raw、Rawデータについて

本稿でいう「Rawデータ」とは、一般に「Raw」、「Raw画像」、「Rawファイル」、「Rawデータ」などと呼ばれているもの全般を指しています。厳密には文脈によってそれぞれを使い分けるべきところを、一般には区別なく言われることがあるため、表題を含め誤解を招いている「Rawデータ」の語を検証のためにあえて用いましたが、この語を推奨するものではありません。

実際には、Rawは写真などの画像を記録する形式の一つとして使われており、デジタルカメラの撮影モード（Raw、JPEG、TIFFなど）で選択できます。Rawを選択して撮影するとファイルが生成されます。ファイル形式はカメラメーカーごとに異なりますが、拡張子は「.nef」、「.cr2」、「.arw」、「.dng」などが使われています。Rawは、各メーカーによる独自規格のため、国際的な規格や定義はありません。

（記/著作権委員会）